

③ 補助金等評価シート

No.産29

計画PLAN	担当部課名		都市整備部地域振興課		担当課長名	本 郁夫			
	補助金等名		商工業活性化対策補助金						
	事務事業名		7-1-1-3 商工振興費						
	事業期間		不明 年～ 年(不明 年目)						
	根拠法令等								
		対象	内灘町商工会						
		目的	ポイントカード事業への支援や商業・工業部会等の活動を支援することにより商工業の活性化を図る。						
	手段 どのような方法で	交付金及び補助	補助要綱等						
			補助・交付先	内灘町商工会					
			補助金額・補助率・交付金額	補助金:定額2,070,000円					
		負担金	規約名称等						
			負担金額 負担割合						
			構成団体						
	意図 対象をどのようにしたいか		商工会の諸団体(部会)の活動を支援し商工業の活性化を図る。						
取組内容	実績	年度	取組内容と改善点等						
		平成23	補助金額:2,840,000円(通常分1,700,000円+空き缶回収機管理事業370,000円+転入祝ポイント贈呈770,000円)						
	平成24	補助金額:2,070,000円(通常分1,700,000円+空き缶回収機管理事業370,000円)							
	計画	平成25	商工業振興対策補助金、商工業者金融対策補助金、商工業活性化補助金を一本化する。						
		平成26	商工業振興対策補助金、商工業者金融対策補助金、商工業活性化補助金を一本化する。						
これまでの改善点		ポイントカード事業の導入について初期(平成19年～21年の3ヶ年)支援として機械購入の補助を行った。また、23年度は新医科大生への転入祝ポイント贈呈事業に対し補助した。							
実施DO	(目標値) 達成指標	指標名		指標の算式		平成24年度		平成25年度	
						目標値	実績値	目標値	
		指標①	ポイントカード加入店舗数			100	51	100	
		指標②	町補助率	町補助金2,070/事業費9,845			21.0%		
		指標③							
		指標④							
コスト指標(経費)			平成23年度	平成24年度	平成24年度 決算内訳				
	当初予算額		2,840,000	2,070,000	補助金 2,070,000				
	補正等額		-695,000						
	決算額		2,144,270	2,070,000					
	財源内訳	国庫補助金							
		県支出金							
		地方債							
		その他特定財源							
一般財源		2,144,270	2,070,000						
事業費決算額合計		9,827,724	9,844,592						
参考		平成25年度 当初予算額							

視 点		評 価 項 目	左欄に掲げる評価の視点から、各評価項目で評点を付した理由、どのような問題点を読み取ることができるか
事業の妥当性	B	自治体関与の妥当性	町が実施する理由、他の公共団体、地域の団体等との役割分担は妥当か。
		3 妥当である	商工業の活性化のために町の関与は妥当である。
		目的の妥当性	当該事業に対する住民ニーズ、総合計画の上位施策を考慮して、目的は妥当なものか。
		3 妥当である	ポイントを付加し消費者に還元するポイントカード事業を導入することは 商業の活性化につながる。
		対象(受給者)の妥当性	対象となっている人(モノ)にズレはないか。対象とする範囲は間違っていないか。
		2 検討の余地がある	平成19年に導入したポイントカード事業の初期支援を行ってきたが、既存のスタンプ事業との統合がなされていない。統合・共存の検討必要。
事業の有効性	B	目標(改善)達成度	成果指標の単年度目標値は達成できたか。成果指標の長期的な目標値は達成できるか。
		1 低い	ポイントカード事業への加盟店舗数が増えなかった。
		類似事業の存在	他部局で同種・同類の事業が存在するか。ある場合は事業名を記入する。
		2 検討の余地がある	スタンプ会との統合・共存が課題である。
		上位施策への貢献度	事業の成果は上位施策の目的達成に貢献しているか。
		3 高い	ポイントカード事業などの新たな事業に取り組み町内での購買拡大を図ることは必要である。
事業の効率性	B	コスト効率	単位当たりコストの減少や実施手段の適正化、電子化、人員の見直しにより、コスト効率は高いか。
		2 普通	近年は通常分の補助金を定額支給しているが定額・定率等の検討必要。
		負担割合の適正化	コスト全体に占める自治体の負担(補助)割合は適正か。
		3 適正である	負担割合は適正である。
評価	1次評価	B ポイントカード事業を続けるためには加入者数を増加及び加盟店への消費喚起を促す必要がある。事業を継続するか新たな振興策に変更するかを検討が必要。	
改善計画	改善する内容	事務事業のどの部分について、どこが主体となって、どのような取り組みで改善を実施するのか。	
	改善の効果	改善を実施することで、どのような効果が予測できるか。また、改善の実施に伴い、影響が生じる可能性がないか。	
	改善の阻害要因等	改善を実施する上での追加的に必要となる予算や人員、阻害要因はあるか。	
		スタンプ会との調整	
総合評価	2次評価	次年度優先度	一次評価妥当
	B	○	
外部評価	評点		

評価CHECK

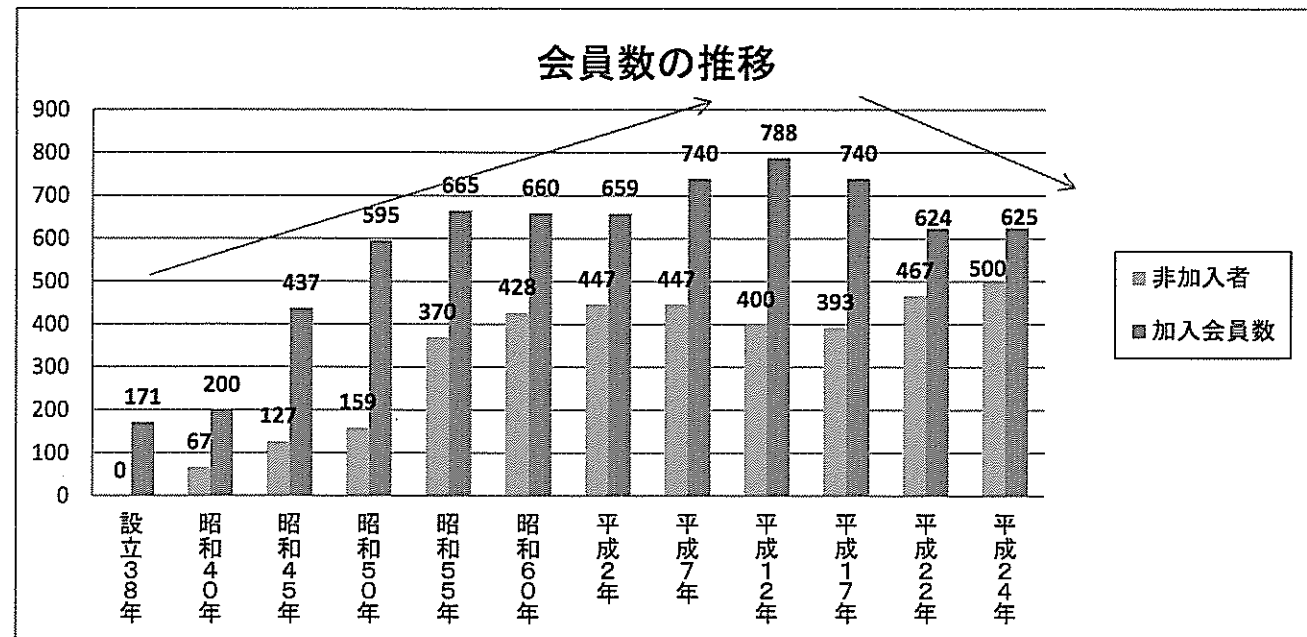
改善ACTION

内灘町商工業活性化対策事業

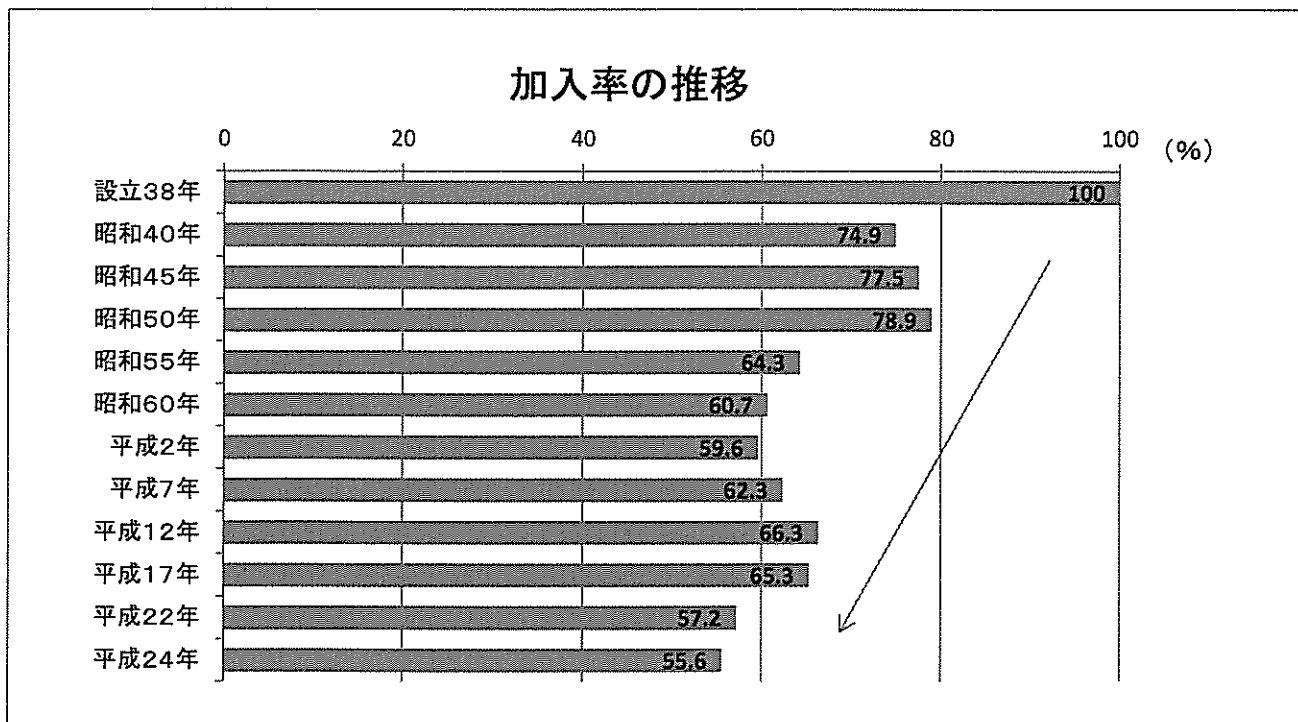
事業実施主体:内灘町商工会

目的: ポイントカード事業への支援や商業・工業部会等の活動を支援することにより、商工業の活性化を図る。

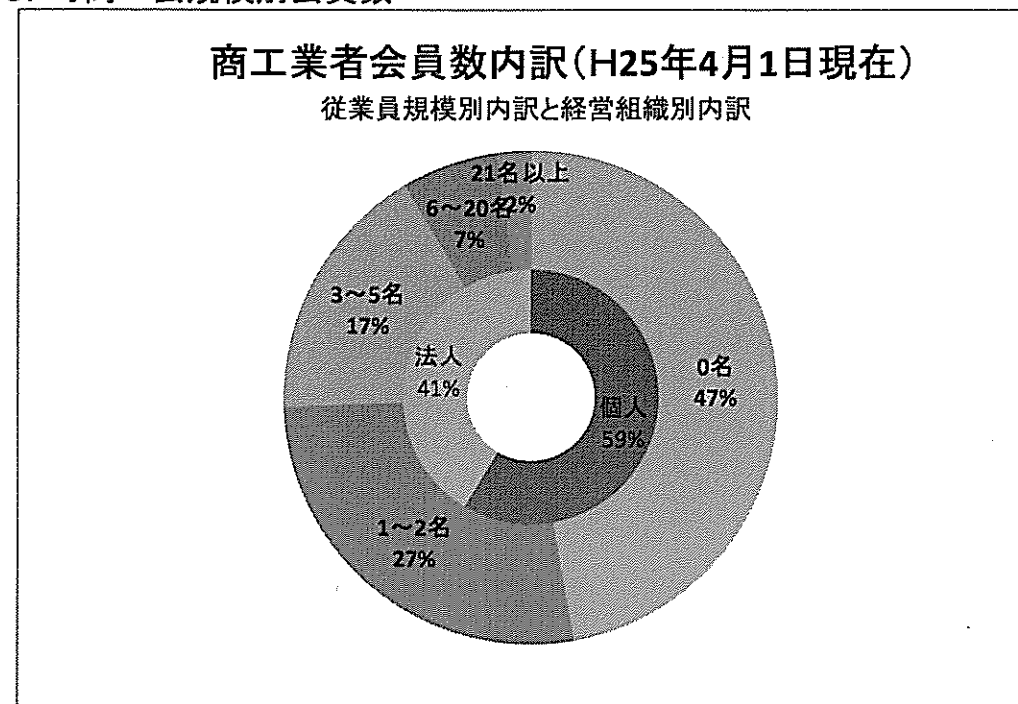
1. 町商工業者加入率



2. 町商工業者加入者数

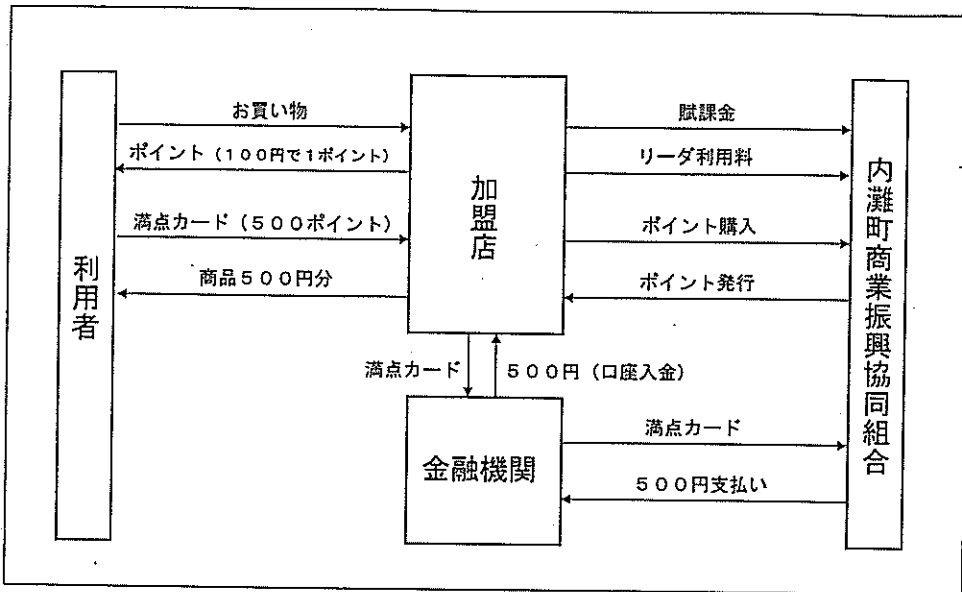


3. 町商工会規模別会員数

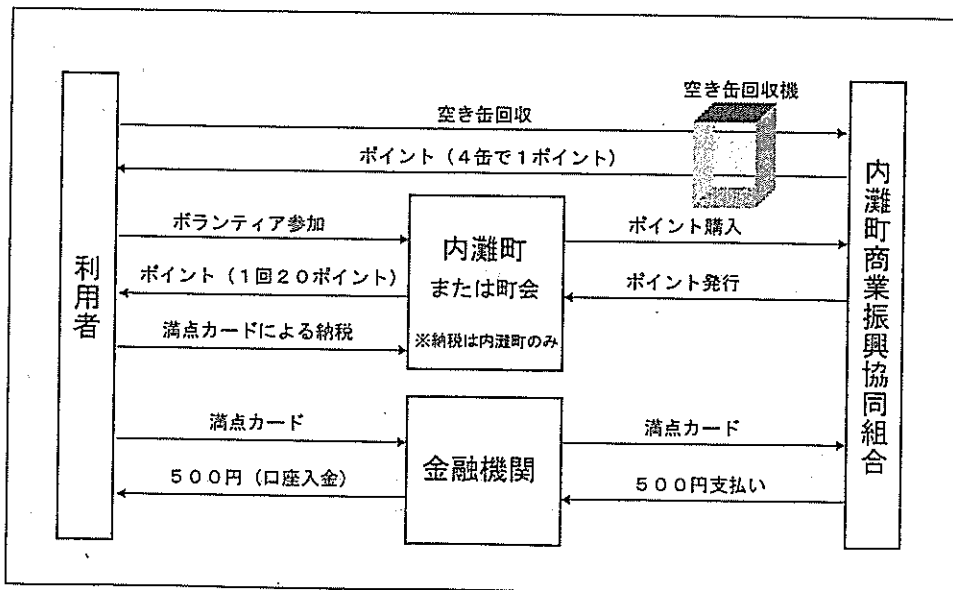


ポイントカード事業運営イメージ

具体的運用イメージは以下の図表のとおりである。



図表. サンセットカード事業運営イメージ (お買い物)



図表. サンセットカード事業運営イメージ (お買い物以外)

内灘町商業振興協同組合 加盟店推移

年度末	会員数	加入	脱退
	(設立時)37	-	-
19	62	32	7
20	61	7	8
21	57	6	10
22	58	1	0
23	54	2	6
24	51	3	6
合計		51	37

脱退理由

廃業	14
死去	1
自己都合	20
移転	2
合計	37

内灘スタンプ会 加盟店推移

年度末	会員数	加入	脱退
17	26	0	1
18	22	0	4
19	19	0	3
20	19	0	0
21	19	0	0
22	18	0	1
23	17	0	1
24	15	0	2
合計		0	12

脱退理由

廃業	8
死去	0
自己都合	4
移転	0
合計	12

外部評価委員会追加質問

産 2 9

① 2 0 7 万円補助金の内訳明細

②平成 2 4 年度 9 8 0 万円支出の内訳

③平成 2 3 年度 転入ポイント 7 7 万円は実績か？

実績と人数を知りたい



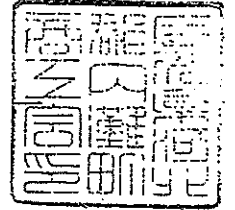
商工業活性化対策補助金 資料

発内商第123号

平成25年3月31日

内灘町長 川口克則 殿

内灘町商工会
会長 表井源



補助事業実績報告書

平成24年4月1日付け内産振第98号により補助金交付決定の通知があった商工業活性化対策事業を下記のとおり実施したので、内灘町補助金交付事務取扱規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助年度 平成24年度
2. 補助事業名 商工業活性化対策事業
3. 補助金決定額 金 2,070,000 円
4. 補助事業の目的 商工業活性化対策
5. 補助事業の内容および経費の配分(別紙のとおり)
6. 補助事業実施時期
着手 平成 24年 4月 1日
完了 平成 25年 3月31日
7. 補助事業の効果 委員会開催・部会の研修等を実施し将来の商工会運営について調査研究を行った。

平成24年度 補助事業の内容及び経費の配分
(商工業活性化対策事業)

【収入】

単価:円

項目	予算額	決算額	増減
町補助金	2,070,000	2,070,000	0
県補助金	0	0	0
商工会	8,103,000	7,774,592	△ 328,408
合計	10,173,000	9,844,592	△ 328,408

【支出】

項目	予算額	決算額	増減	町補助金	会費 その他	
地域総合振興事業費	・総合振興費	590,000	749,671	159,671	740,000	9,671
	・創造振興推進事業費	239,000	297,750	58,750	100,000	197,750
	・商業振興費	1,610,000	1,605,583	△ 4,417	400,000	1,205,583
	・工業振興費	1,700,000	1,599,540	△ 100,460	400,000	1,199,540
	・観光振興費	530,000	522,800	△ 7,200	120,000	402,800
	・労務対策費	402,000	297,096	△ 104,904	110,000	187,096
	・福利厚生費	1,105,000	1,068,773	△ 36,227	0	1,068,773
	・青年部女性部対策費	1,776,000	1,776,000	0	0	1,776,000
	・商工貯蓄共済事業推進費	550,000	257,379	△ 292,621	200,000	57,379
	・地域振興活性化事業	1,000	0	△ 1,000	0	0
	・業会活性化対策費	1,670,000	1,670,000	0	0	1,670,000
計	10,173,000	9,844,592	△ 328,408	2,070,000	7,774,592	

商工業活性化対策事業経費内訳

単位:円

項目	予算額	決算額	増減	(うち町補助金)	内訳	
▽総合振興費	590,000	749,671	159,671	740,000	・ポイントカード事業費	370,000
					・ビジネス交流会事業費	379,671
▽創造振興推進事業費	239,000	297,750	58,750	100,000	・総務委員会	129,750
					・事業推進委員会	84,000
					・組織委員会	84,000
					・まちづくり委員会	0
▽商業振興費	1,610,000	1,605,583	△ 4,417	400,000	・一般事業費	595,583
					・団体育成費	1,010,000
▽工業振興費	1,700,000	1,599,540	△ 100,460	400,000	・一般事業費	499,540
					・団体育成費	1,100,000
▽観光振興費	530,000	522,800	△ 7,200	120,000	・夏祭り関係費	50,000
					・イベント保険料	2,800
					・風上げ関係費	70,000
					・団体育成費	400,000
▽労務対策費	402,000	297,096	△ 104,904	110,000	・優良従業員表彰費	180,988
					・通信費	0
					・労務対策費	116,108
▽福利厚生費	1,105,000	1,068,773	△ 36,227	0	・従業員健康診断費	1,068,773
					・事業対策費	0
▽青年・女性対策費	1,776,000	1,776,000	0	0	・青年部事業費	856,000
					・女性部事業費	920,000
▽商工貯蓄共済等事業推進費	550,000	257,379	△ 292,621	200,000	・振興費	89,354
					・加入促進費	168,025
▽地域振興活性化事業	1,000	0	△ 1,000	0	・プレミアム商品券事業	0
▽業会活性化対策費	1,670,000	1,670,000	0	0	・建設業協会	450,000
					・建築組合	732,000
					・スタンプ会	488,000
計	10,173,000	9,844,592	△ 328,408	2,070,000		9,844,592

学生の転入促進支援による商業活性化事業

適用人数
7

(実績)

【事業収支】

[費用]

(単位:円)

科目	金額	内容
転入祝ポイント贈呈費	101,010	ポイント売上換算額 9,620P × 1.5円 × 人数 7人 ※
事務費	47,530	郵送代(250円 × 人数) 7人 トナーカートリッジ4色45,780円
合計	148,540	

[負担財源]

(単位:円)

科目	金額	内容
内灘町助成金	74,270	費用の50%
組合自己負担 (販売促進費)	74,270	費用の50%
合計	148,540	

※ $9620P = 500P + 480P \times 19$ 枚

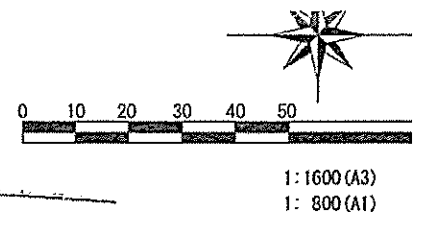
① 事務事業評価シート

No.都34

計画 PLAN	担当部課名		都市整備部 都市建設課		担当課長名	喜多 哲司		
	事務事業名		8-3-3-1 霊園管理費					
	総合計画	章	5	豊かな自然を未来に引き継ぐまちづくり				
		節	2	持続可能な循環型社会の形成				
		施策	2	環境衛生				
	事業期間		昭和50年 ~ 年(38 年目)					
	根拠法令等		内灘町霊園条例、内灘町霊園条例施行規則					
	事業の概要		対象	町民及び霊園使用者				
			目的	住民が心静かに墓参できるように園内の美化衛生・環境保全に努める。				
	手段 どのような方法で		手段①	園内の除草作業をして				
手段②			園内の樹木剪定、枯木伐採をして					
手段③			残り少なくなった区画を増設する実施設計をして					
手段④			-					
手段⑤			-					
意図 対象をどのようにしたいか		今後の人口増減や核家族化の進展を考慮し、墓地需要に適切に対処するため、これからも計画的な整備拡充をはかる。						
取組内容		年度	取組内容と改善点等					
		実績	平成23	区画の募集: 41区画の申込。				
			平成24	区画の募集: 37区画の申込。約167区画造成工事の実実施設計。				
		計画	平成25	区画の募集: 22区画の申込予定。約167区画造成工事完了後、申込開始。				
			平成26	区画の募集及び維持管理				
これまでの改善点	使用しなくなった区画を返還してもらうことにより、造成計画を延長できた。 管理料を口座引き落としすることにより、納付書発送業務の効率化が図られた。							
達成指標 (目標値)	指標名		指標の算式		平成24年度		平成25年度	
					目標値	実績値	目標値	
	指標①	区画使用率	使用区画数/全体: 2750/2763		99.0%	99.5%	100.0%	
	指標②							
	指標③							
	指標④							
実施 DO	コスト指標 (経費)		平成23年度		平成24年度		平成24年度 決算内訳	
			当初予算額	8,102,000	9,861,000	賃金	834,860	
	補正等額	-501,000	-1,175,429	需用費	930,060			
	決算額	7,601,000	8,685,571	役務費	243,216			
	財源内訳	国庫補助金	0	0	霊園管理委託料	2,797,179		
		県支出金	0	0	調査設計等委託料	3,045,000		
		地方債	0	0	還付金	349,000		
		その他特定財源	7,601,000	8,685,571	その他	486,256		
		一般財源	0	0	歳出計	8,685,571		
	正規職員人件費	0.6人	4,440,000	0.7人	5,180,000			
	嘱託職員人件費	0.1人	260,000	0.1人	260,000	施設使用料	13,180,000	
	臨時職員人件費	人		人		管理料	8,178,000	
	事業費決算額合計 (人件費込み)		12,301,000		14,125,571	売店等収入	37,364	
参考	平成25年度 当初予算額		44,810,000		歳入計	21,395,364		

視 点		評 価 項 目	左欄に掲げる評価の観点から、各評価項目で評点を付した理由、どのような問題点を読み取ることができるか
事業の妥当性	A	自治体関与の妥当性	町が実施する理由、他の公共団体、地域の団体等との役割分担は妥当か。
		3 妥当である	霊園は町が運営、管理しており、管理料も使用者より負担しているため。
		目的の妥当性	当該事業に対する住民ニーズ、総合計画の上位施策を考慮して、目的は妥当なものか。
		3 妥当である	常に良好な維持管理を施しているため、妥当である。
事業の有効性	A	対象(受給者)の妥当性	対象となっている人(モノ)にズレはないか。対象とする範囲は間違っていないか。
		3 妥当である	内灘町民のための霊園であるため、妥当である。
		目標(改善)達成度	成果指標の単年度目標値は達成できたか。成果指標の長期的な目標値は達成できるか。
		3 高い	今後の目標値もあるが達成できた。
事業の効率性	A	類似事業の存在	他部局で同種・同類の事業が存在するか。ある場合は事業名を記入する。
		3 存在しない	当課固有の事務である。
		上位施策への貢献度	事業の成果は上位施策の目的達成に貢献しているか。
		3 高い	区画の造成や、常に良好な維持管理を継続しており、町民のニーズに responding している。
事業の評価	A	コスト効率	単位当たりコストの減少や実施手段の適正化、電子化、人員の見直しにより、コスト効率は高いか。
		2 普通	霊園管理人のパート化、シルバー人材センター委託により経費節減の努力をおこなっている。
		実施主体の適正化	民間委託、指定管理者の導入は可能か。
		3 適正である	霊園の管理・運営は持続性と非営利性が重要なことから、国の墓地経営・管理の指針において、原則、地方公共団体が行うこととされている。
1次評価	A	負担割合の適正化	コスト全体に占める自治体の負担(補助)割合は適正か。
		3 適正である	上記同様、管理運営は地方公共団体が原則おこなうため、適正である。
改善計画	A	改善する内容	事務事業のどの部分について、どこが主体となって、どのような取り組みで改善を実施するのか。 返還区画の利用を図る。また近年、管理者がなくなる墓についての対応が必要である。
		改善の効果	改善を実施することで、どのような効果が予測できるか。また、改善の実施に伴い、影響が生じる可能性はないか。 返還区画を利用することにより、新規区画の造成計画を延長することができる。 また、合葬式墓所を設けることにより、将来の不安を解消できる。
		改善の阻害要因等	改善を実施する上での追加的に必要となる予算や人員、阻害要因はあるか。 特になし。
		2次評価	次年度優先度
総合評価	A	◎	
		◎	
外部評価	A	◎	
		◎	

内灘町霊園平面図

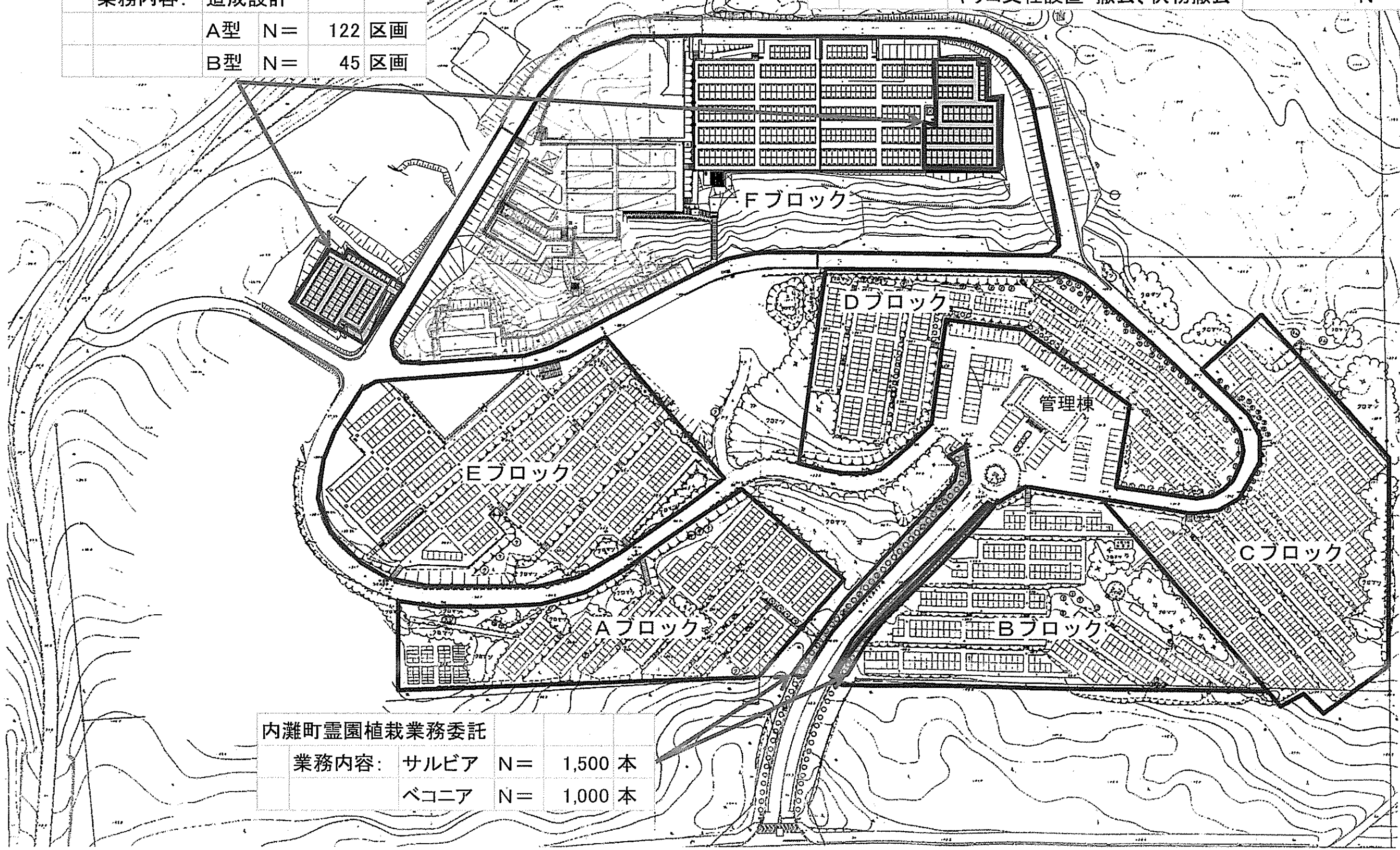


調査設計委託料

業務内容:	造成設計		
	A型	N=	122 区画
	B型	N=	45 区画

内灘町霊園管理業務委託

業務内容:	機械除草(樹木周辺、法面、空区画、園路沿)	A=	18,750 m ²
	人力除草(墓建立区画)	A=	3,750 m ²
	キリコ支柱設置・撤去、供物撤去	N=	2,128 区画
		N=	2,128 区画



内灘町霊園植栽業務委託

業務内容:	サルビア	N=	1,500 本
	ベコニア	N=	1,000 本

外部評価委員会追加質問

都 3 4

①管理条例、規則

②還付金 349,000 円の内訳 件数等

③収納の仕組み及び収納状況

④購入して墓を建てていない割合

⑤新しい墓地区画の概要及び分譲状況

内灘町霊園条例

○内灘町霊園条例

昭和五十年七月一日
条例第二十二号

(趣旨)

第一条 この条例は、霊園及び付属施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第二条 霊園の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
内灘町霊園	内灘町字宮坂ぬの部地内

(使用許可)

第三条 霊園及び付属施設を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

(使用者の資格)

第四条 霊園及び付属施設を使用しようとする者は、本町に住所を有する者でなければならない。ただし、町長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 霊園を墳墓として使用しようとする者は、祭祀を主宰すべき者でなければならない。

(使用の制限)

第五条 町長は、前条の使用を許可する場合は、必要な条件を付し、又は場所等を指定することができる。

2 町長は、霊園又は付属施設の管理上必要な措置をさせることができる。

(使用料)

第六条 霊園及び付属施設の使用料は、使用許可の際、全額納付しなければならない。ただし、町長において特別の理由があると認めるときは、期間を定めて分割納入することができる。

2 使用料を永代使用料とし、その額は別表第一のとおりとする。

3 第四条第一項のただし書の規定により、本町外に住所を有する者の使用を許可するときの使用料は別表第一の額の五割増とする。

(使用料の減免)

第七条 町長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。ただし、本町外に住所を有する者はこの限りでない。

(管理料)

第八条 霊園及び付属施設の利用者は、清掃その他霊園の維持管理に要する経費(以下「管理料」という。)として、年間三千円を納入しなければならない。

2 納入すべき管理料は、毎年納入しなければならない。

3 前年度までに使用許可した者の納入期限は、毎年六月三十日(その日が日曜日に当たるときは翌日、その日が土曜日に当たるときは翌々日)とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、変更することができる。

4 当該年度に新規で区画を申請した者は、使用許可の際、使用料と併せて納付とする。

(届出義務)

第九条 霊園及び付属施設の利用者は、住所・氏名・その他使用許可書の記載事項に異動が生じたときは、すみやかに町長に届出なければならない。

(使用権の承継)

第十条 死亡その他の事由により、霊園及び付属施設の使用権を承継しようとするときは、その者に代わって祭祀を主宰するものが町長の定めるところにより許可を受けて承継することができる。

(使用場所の移転等)

第十一条 霊園の管理又は公共事業執行のため必要があると認めるときは、町長は、使用場所の指定、移転又は返還を命ずることができる。

(使用場所の返還)

第十二条 霊園及び付属施設の使用の必要がなくなったとき、又は使用許可を取り消されたときは、原状に復し町長に返還しなければならない。ただし、町長において承認したときは、現状のまま返還することができる。

(使用許可の取消し)

内灘町霊園条例

第十三条 次の各号の一に該当するときは、町長は、その使用の許可を取り消すことができる。

- 一 許可を受けた目的以外に使用したとき。
 - 二 使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
 - 三 所定の管理料を納付しないとき。
 - 四 使用者が住所不明となり五年を経過したとき。
 - 五 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反し、町長の指示に従わないとき。
- (損害負担)

第十四条 使用許可後に生じた墓碑、その他設備に関する損害については、町は賠償の責を負わない。
(過料)

第十五条 詐欺その他不正の行為により使用料若しくは管理料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

(施行の細目)

第十六条 この条例の施行について、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五二年三月二二日条例第五号)

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和五六年六月二二日条例第二一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五九年三月二一日条例第八号)

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和六三年六月一七日条例第一五号)

この条例は、昭和六十三年七月一日から施行する。

附 則(平成五年三月一九日条例第一一号)

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年三月一三日条例第一〇号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年三月一七日条例第三七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一三年三月二三日条例第三号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年三月二五日条例第八号)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

別表第一

使用料(永代)

区分	面積	金額
A型	六平方メートル	三九〇、〇〇〇円
B型	四・五平方メートル	三四〇、〇〇〇円
C型	三平方メートル	五三、〇〇〇円

内灘町霊園条例施行規則

○内灘町霊園条例施行規則

昭和五十年七月七日

規則第六号

(趣旨)

第一条 この規則は、内灘町霊園条例(昭和五十年内灘町条例第二十二号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第二条 条例第三条の規定により、霊園又は付属施設の使用許可を受けようとする者は、次の各号の書類を添付して許可を申請しなければならない。

- 一 霊園使用許可申請書(別記様式第一号)
- 二 火葬許可証又は改葬許可証
- 三 住民票の謄本

(使用者の資格)

第三条 条例第四条第一項の規定による本町に住所を有する者とは申請の日までに本町の区域内にひき続き一年以上居住している者でなければならない。

(使用許可書の交付)

第四条 町長は、霊園及び付属施設の使用を許可したときは、その位置及び範囲を指定する霊園使用許可書(別記様式第二号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

(使用の制限)

第五条 条例第五条の規定による使用の制限は次の各号のとおりとする。

- 一 使用箇所の区画を明らかにするために設ける囲障の素材は石又はコンクリート等恒久的なものとする。
- 二 使用箇所に設ける墓碑は一基とする。ただし、町長が、特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 三 使用者の異なる者が各自の墓域を合併使用することが出来ない。
- 四 墓碑の設置にあたっては、台石背部と背割線と平行し、間隔は四十一センチメートル以上、はなさなければならない。
- 五 墓碑の回りに植樹をする場合は根張りの少ない品種とし、高さは一メートル以内に刈り止めること。

(工作物の建設変更の承認)

第六条 霊園使用者は、碑石その他の工作物を建設、改修、撤去若しくは移転しようとするとき、又は植樹しようとするときは七日前までに墓碑等設計図(別記様式第三号の一)その他必要な書類を添えて施工届書(別記様式第三号)を町長に提出し、その承認を受けた後でなければ着工することができない。

2 霊園内において、墳墓建設、その他の事由により、霊園を臨時に使用するとき、七日前までに町長の承認を受けなければならない。

3 前二項の工事が完了したときは、当該職員の確認を受けなければならない。

(清掃の義務)

第七条 使用許可を受けた墓域内の清掃は、使用者において行いつねに良好な環境の保全に努めなければならない。

(工作物の管理)

第八条 霊園使用者は、使用場所内の工作物、植樹等の転倒その他他人に危険を及ぼすおそれがあるときは、直ちに、修理その他の必要な措置をしなければならない。

2 前項の管理について、町長は、必要に応じ使用者に勧告又は指示することができる。

(使用料の減免)

第九条 条例第七条に定める使用料の減免は、次に定めるところによる。

- 一 永代使用料
公益上特に必要があると認められるとき。
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、その事実を証する書類を添えて、使用料減免申請書(別記様式第四号)を町長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第十条 既納の使用料は誤納又は過納による場合のほか還付しないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、永代使用料を当該各号に定めるところにより還付する。

内灘町霊園条例施行規則

- 一 霊園使用者が当該区画の使用(墓碑等の建設又は納骨)前にその返還を申しでたときは、既納使用料の五割を還付する。
- 二 条例第十一条の規定により町長が返還を命じたとき、既納使用料の全額を還付する。
(使用許可書の書換え及び再交付)

第十一条 使用許可書に記載された霊園及び付属施設の利用者に異動が生じたとき若しくは使用許可書が汚損し、又は紛失したときは、霊園使用許可書換再交付申請書(別記様式第五号)を町長に提出し、書換又は再交付を受けなければならない。

(届出の義務)

第十二条 霊園及び付属施設の利用者が焼骨の埋蔵をしようとするときは、火葬許可証又は改葬許可証を添えて埋蔵届書(別記様式第六号)を町長に提出し、使用許可書に、その旨の記入を受けなければならない。

2 霊園及び付属施設の町外利用者が本籍又は住所を変更したときは、ただちに、本籍・住所変更届書(別記様式第七号)により、町長に届け出なければならない。

(埋蔵証明書の発行)

第十三条 町長は、霊園又は付属施設に埋蔵された焼骨等について、その許可を受けようとする者に対しては、埋葬許可申請書(別記様式第十号)を提出させ、その内容を確認した後、埋蔵証明書(別記様式第十一号)を発行することができる。

2 前項の証明書の申請者は利用者を原則とするが町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
(利用者の承継)

第十四条 死亡その他の事由により霊園及び付属施設の使用権を承継しようとするときは、その者に代って祭祀を主宰する者が承継原因を証する書類を添えて霊園使用権承継申請書(別記様式第八号)を提出し、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、利用者の親族又は町長が正当な理由があると認める縁故者に限り行うものとする。
(霊園等の返還)

第十五条 霊園又は付属施設の利用者は、条例第十二条の規定により霊園又は付属施設を返還するときは、霊園返還届書(別記様式第九号)に使用許可書を添えて提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 霊園又は付属施設の利用者は、前項の承認があった場合は、すみやかに必要な改葬等を行って原状に復し、その承認を受けなければならない。

(申請書等の様式)

第十六条 申請書、許可書その他の書類の様式は、次の各号の定めるところによる。

- 一 霊園使用許可申請書 第二条関係 別記様式第一号
- 二 霊園使用許可書 第四条関係 別記様式第二号
- 三 施工届書 第六条関係 別記様式第三号 別記様式第三号の一
- 四 霊園使用料減免申請書 第九条関係 別記様式第四号
- 五 霊園使用許可書再交付書換申請書 第十一条関係 別記様式第五号
- 六 埋蔵届書 第十二条関係 別記様式第六号
- 七 本籍、住所変更届書 第十二条関係 別記様式第七号
- 八 霊園使用権承継申請書 第十四条関係 別記様式第八号
- 九 霊園返還届書 第十五条関係 別記様式第九号
- 十 埋蔵証明申請書 第十三条関係 別記様式第十号
- 十一 埋蔵証明書 第十三条関係 別記様式第十一号

(施行の細目)

第十七条 この規則の施行に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十六年三月二四日規則第二号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年二月二二日規則第一号)

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年二月一二日規則第一号)

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(平成元年六月二〇日規則第一〇号)

内灘町霊園条例施行規則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年三月一四日規則第七号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年一二月一八日規則第三九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年三月三〇日規則第四号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年三月二五日規則第五号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

別記様式第1号

霊園管理費 資料

②還付金内訳、件数：2件

204,000円

Fブロック212番A型

145,000円

Eブロック494番A型

③平成24年度収納の仕組み及び収納状況

調定額 2752件 8,256,000円

未納額 32件 96,000円 (30人分)

(平成24年度分管料の未納額：平成25年5月31日まで分)

④墓建立状況 (平成25年3月末現在)

全区画数 2763区画

建立 2128区画 77%

不建立 635区画 23%

⑤第10期造成分

平成25年度 新規造成 167区画 うち98区画使用許可済

(平成25年9月末現在)